

○渡辺委員長 次に、山井和則君。

○山井委員 四十分間質問をさせていただきます。

確定拠出年金法、年金について、大きく、法案そのもの、そして今の漏れた年金情報問題、さらに、先日来堀内議員も追及されておられます、再委託によって日本年金機構の業務をされていた従業員の方々が百十人、二月、三月、二カ月分の給料が不払いになっている、そういう問題についても、非常に重要な問題ですので質問させていただきたいと思います。

まず、長妻議員もおっしゃいましたように、元本保証という選択肢が今回削除される。やはり老後の命綱ですよ。老後の命綱である年金、そしてその元本保証、そういう選択肢は、民間の商品ですら選択肢として入っているわけです。長妻議員の資料になりますが、十二ページ、そして十四ページ。そして、当然、今の確定拠出年金の法律にも入っています。それをあえて削除する。

先ほど、こういう年金に対する知識や関心が高まったからと。私はそんなことないと思いますよ。それは塩崎大臣は株はかなり詳しいのかもしれませんが、そんなの、一般の方々、株をやっておられない方も多し、それはわからないですよ。そういう意味では、何かどンドンどンドン株価を上げるために誘導しているのではないかという疑念を持たざるを得ない。ですから、先ほど長妻委員も立法事実を出せとおっしゃいました。

ぜひとも、少なくとも、この確定拠出年金の法案、問題点は多々あると思いますが、その中でも、元本保証を削除する、その部分については修正をしていただきたいと思います。それは、やはり元本保証をしてほしいという人は多いと思いますよ、株は上がるか下がるかわからないんだから。神のみぞ知るで。

それで、確定拠出年金法については後ほど戻りますが、長妻委員に続けるために、きのう出てきたNISCと年金機構の調査報告、これだけ私も読ませてもらいましたし、昨日の水島理事長の記者会見、一時間ぐらいありましたけれども、映像で私は全て拝見をさせていただきました。

長妻委員の指摘と私の指摘は同じなんですけど、きょう検証委員会の中間報告が出るそうです。その内容は私もわかりません。でも、私の感想を言うならば、最も明らかになったのは、厚生労働省の無能さじゃないでしょうか、塩崎大臣が何もやっていなかったということじゃないでしょうか、この資料を読みましたが。

そこで、この資料を見てください。私の配付資料の中の十ページに出ておりますこのパネル、NISCの調査報告書の中の四ページです。ここに、黄色くなっておりますが、つまり、二十日に端末一台が不正プログラムに感染して、そして、今回の百二十五万件は二十一、二十二、二十三、この三日間なんですよ。ここが勝負だったわけです。逆に言えば、二十三日には既に百二十五万件は流出しちゃった。ある意味で終わっちゃったんですよ、この問題は。

塩崎大臣にお聞きします。

塩崎大臣は、この二十三日までにこの事案について監督官庁の責任者としてどういう対応をとられましたか。二十三日までに何をやりましたか。

○塩崎国務大臣 私が二十八日に初めて一報を聞いたということをお聞きになっているだろうと思いますけれども、当然その時点では私は全く情報は持っていませんでしたので、対応も特にしているわけではございません。

○山井委員 今お聞きになられたとおり、話にならないんですよ。八日に始まって、二十三日に百二十五万件出ている。でも、全く大臣は二十八日まで知らなかった。これは大臣、被害者だと思わないでくださいよ、そういう官庁の責任者があなたなんです。セキュリティーポリシーにもこれは違反しているんですよ。監督官庁なんですよ。

塩崎大臣は知らなかった、知りませんでした、そして、やっとならぬ係長が樽見審議官や赤澤課長に上げたのが二十五日、全て終わった後。では、二十三日に百二十五万件が漏れるまで、厚生労働省としては、監督官庁としてどういう指導監督をしたんですか、塩崎大臣。

○塩崎国務大臣 これは、きのうの年金機構の報告書にもございますが、手順書に従った手順はとっていました

が、残念ながら、しかるべき、上司への報告という大事な手順が抜けていたということがございました。

しかし、例えば五月の八日でも、異常な通信をしている端末を特定して抜線をするという定められたルールは守られていたわけでありますが、先ほど申し上げたとおり、そのルールだけで全部がうまくいかないということは結果としても明らかであるわけでありまして、ルールの事前の設定の欠如ということも含めて、さまざまな反省すべき点があったというふうに思っております。

○山井委員 この配付資料十枚目、このパネルにもありますように、NISCの今回の報告でも指摘されています。厚生労働省は、報告・対処手順を整備しているが、連絡を受けた担当窓口から、責任者、課長等の幹部に報告が上がっていなかった。

そして、セキュリティーポリシーではどうなっているかということ、NISCの報告書の十五ページ、私の配付資料の十一ページ、どう書いてあるか。先ほど長妻委員の質問にもありましたが、「行政事務従事者が、インシデントを認知した場合には、その者が所属する課室長等に報告し、課室長等の指示に従う。」ということがセキュリティーポリシーでなっている。具体的に言いますと、この配付資料十一にありますように、機構において発生したインシデントについては年金局の事業企画課長に上げる、そして、NISCなどからの通知については情報政策担当参事官、情参室の参事官に上げる。

ということは、塩崎大臣、その情報が上がっていなかったということは、セキュリティーポリシーに違反していたということによろしいですね。

○塩崎国務大臣 これは、先ほど長妻委員にも御答弁申し上げたとおりでございまして、セキュリティーポリシーに基づけば、本来、参事官そしてまた課長が必要な連絡を行う、そして対応すべきでありましたけれども、それを、係長レベルから上がってこなかったがゆえに、やっていないという意味において、ポリシーに反していたということを率直に先ほども認めたところでございます。

○山井委員 これは深刻ですよ。セキュリティーポリシーに違反して、情参室の係長と年金局の係長、二人が情報を抱え込んで十八日間上げなかった。その間に百二十五万件が流出しちゃった。厚生労働省、監督責任を何も果たしていないじゃないですか。何にもやっていないじゃないですか。私はひどいと思いますよ。

五月八日から始まったことに関して、例えば十九日の日には何があったか。この配付資料の後ろから二ページ目、十三ページ。機構が、不審なメールの集中攻撃があって、とうとう五月十九日には高井戸警察署に相談及び捜査依頼をしているんですよ。これはただごとじゃないですよ。警察に捜査依頼をした、その報告を、機構はきっちり厚労省の情参室の係長と年金局の係長に言った。これはもう大問題ですよ。にもかかわらず、二人は上に上げなかった。一人じゃないですよ。年金局の係長だけが上げなかった、ミスった、そうじゃないんですよ。年金局の係長も上げなかった、情参室の係長も上げなかった。これは個人の問題じゃないですよ。

もっと言えば、配付資料のラストにありますように、十八日間年金局の係長が課長に一言も言わなかったとなっているけれども、この課に私たちも訪問しました。赤澤課長の目の前に係長が座っているじゃないですか、三メートルのところに。電話一本したらわかるじゃないですか、これは大変なことになっているということぐらい。

だから私は、参事官や課長に本当に報告しなかったのか、あるいは、報告しなかったにしても、横にいるんだから。これは、民間企業だったら、私、厚生労働省、潰れると思いますよ。警察沙汰が起こって、年金情報が漏れているかもしれないという大事件が起こって、その会社や事業所にとってそんな大問題が起こってお客様に迷惑がかかる、警察に捜査を依頼するようなことが起こって、係長二人がそろいもそろって上司に報告しない。こんな会社、潰れますよ、確実に。あり得ないですよ、それは。それは一日、二日じゃないんですよ、十八日間もですよ、目の前の席にいて。

これは塩崎大臣、年金機構ももちろん私は問題は大きいと思いますよ。でも、私は、年金機構も問題は多いと思いますけれども、十八日間も、おまけに警察に捜査依頼したことまでも上司に上げなかったという厚生労働省の方がより今回責任は重いと思いますよ、大臣はどう思われますか。

○塩崎国務大臣 日本年金機構法の第一条には、この年金事業は、厚生労働大臣の監督のもとで、厚生労働大臣と緊密に連携をして行うべきと書いてあります。

したがって、先生の今の御指摘は私も全く同じ認識であって、この問題の根深さというものを、これは年

金機構だけの問題ではなくて、年金局側の問題あるいは厚労省側の問題としてもしっかりと受けとめて対処をして、この体質改善を図っていかなくちゃいけないということを、私も内部も含めて申し上げてきているところがございます。

○山井委員 失礼になるかもしれませんが、これはもう話にならないですよ、こんな重要なことを担当係長二人ともが課長に十八日上げなかったら。年金だけの問題じゃないですよ。そんな組織は日本じゅう探してもあり得ませんよ、本当に。仕事をする気があるのか。もっと言えば、私は、課長なども知っていて、参事官も知っていて、そのことを知っていたと言っていないんじゃないかという疑念も申しわけないけれども少しは持っておりますが。考えられないじゃないですか、目の前に座っていて、十八日間、これだけの大問題が起こって。

それで、もう一つ重要なのは、NISCの報告書の、ここにありますように、どう書いてあるか。

NISCは不審メールを解析して逐一厚生労働省に送っているんですよ、対応してくださいと言って。そして、この一番命じた大問題のメール、五月二十日のメールに関しても、五月二十一日の夕刻に厚生労働省参事官室に提供しているが、ここからが重要ですよ、「これらの解析結果には不正プログラムの接続先に関する情報が含まれていた。」NISCは、対応してくださいよということで、接続先の情報も教えているわけですよ。にもかかわらず、係長はそれを課長にも上げていない。これはどういうことですか。

この時点で対応できていたら、百二十五万件全部とは言いませんが、この機構の報告書の、配付資料十二ページ、ここにありますように、ポイント四、五月二十一日、「NISCの解析結果に基づくフィルタリングを行わなかった」「(不審URLへの通信の遮断)ができていれば、以降の情報流出が防止できた」。これについても、情参室に来ているんですよ、厚労省にまずNISCからの第一報が来ているんですよ、にもかかわらず、厚労省は、微動だに、何にもせずにスルーしているじゃないですか。

塩崎大臣、私、これはひどいと思いますよ。きょう検証委員会がこういう点をどう評価するのか私はわかりませんが、塩崎大臣に違う観点からお聞きしたいんですけども、今回、NISCは調査報告書を出しました。機構も調査報告書を出しました。検証委員会は出します。なぜ厚生労働省は、自分たちで、ここが問題だった、ここが問題だった、もちろん検証委員会も重要ですよ、全く自己検証、自己反省、自浄能力を示していないじゃないですか。

塩崎大臣、今からでもいいですから、厚生省は厚生省なりに、今回、こんな不祥事に対して何にも動かなかった、監督責任を全く果たさなかったということに関して、検証委員会の検証だけでなく厚生労働省としても私は検証すべきだと思います。いかがですか。調査して検証すべきだと思います。

○塩崎国務大臣 まず第一に、私どもがまずやったことは、第三者委員会の甲斐中委員会に徹底検証をお願いするというのをやりました。それがきょう夕方出てくるというふうに理解をしているわけであります。

一方で、私ども厚労省の中も、当然、今回の事案を通じて明確になった厚労省のさまざまな問題、これについては山井議員とそう認識は私は変わっていないと自分で思っておりますが、こうしたことを踏まえた上で再発防止策は当然議論を重ねてきているわけであって、それは、まとめ次第、やはり皆様方に見ていただくということは当然のこととしてやらなければいけないと考えております。

○山井委員 申しわけないですけども、旧社保庁や日本年金機構がやはり非常に問題が多いということは残念ながら事実なわけですよ。だからこそ、厚生労働省がきっちりと管理監督、指導するという責務を負っているわけです。

だから、私は、今回の漏れた年金情報の問題で一つ明らかになった本当の問題点は、その管理監督を全く厚生労働省がやっていなかったという厚生労働省の無能さ、それが残念ながら明らかになったと思いますが、私がつつ危惧しているのが、何か、年金局の担当者とか機構の担当者とか機構関係者を処分したりして、トカゲの尻尾切りで、あんたたちしっかりしなさいよと言って終わる問題じゃないと思いますよ。

私は今のストーリーを聞いてもらったらわかると思いますが、全く仕事をしていない、全くこれに対して機能を一切しなかったのは厚生労働省であり、その責任者は塩崎大臣ですからね。私はこの事案の中で一番責任が重いのは塩崎大臣だと思われませんが、塩崎大臣は御自分のこの責任についていかが考えられますか。

そして、きょう中間報告が出ます。今までから、検証委員会の結果を見て御自分の給与とか賞与とかいろいろ、

そんなことも含めて責任のとり方を決めるとおっしゃっていましたが、最終報告がいつ出るのかわかりませんから、この中間報告をもって塩崎大臣もその責任をとるということでよろしいですか。

○塩崎国務大臣 これはもう先ほど来申し上げているとおりであって、年金機構の業務というのは全て厚生労働大臣の監督のもとでやられるものであります。それも、ただ監督のもとではなくて、緊密な連携のもとでやらなければいけないと日本年金機構法第一条に書いてあるわけでありますから、当然のことながら、大臣として、監督者としての責任は重いということは私は何度も申し上げてまいりました。

そして、けじめについてまた再びお尋ねをいただきましたが、これについても先ほど申し上げたとおりであって、きょう、甲斐中検証委員会、ここがどういう、厳しい指摘をしていただけるのか、これを踏まえて、今後どういうけじめをつけるべきかということ、私としてもそしてまた厚労省としても考えていかなければならないと思っていますし、年金機構の方も同様に、この検証委員会の報告書を受けて、今後どうすべきかということ、さらさら考えていくことになるというふうに私は理解をしております。

○山井委員 最終報告がいつ出るのかわかりませんので、今の答弁で、中間報告が出たら塩崎大臣も御自分の責任、処分を明らかにされると理解をしました。

ただ、一つ申し上げたいのは、第三者委員会とおっしゃいますが、この検証委員会の事務局長の方は、素晴らしい方ではありますけれども、厚生労働省の顧問でありまして、厚生労働省の顧問の方がこの検証委員会の事務局長ですから、第三者委員会という言い方は私は当たらないというふうに理解をしております。

それで、今、塩崎大臣、第一条に日本年金機構と緊密に連携をとることと書いてあったけれども、日本年金機構側は何と言っているか。係長に連絡したのは、係長でとまっていると思っていなかった、窓口が係長で、厚労省の係長に連絡したら全部上司に行っていると思っていましてよと言っているわけですよ。当たり前じゃないですか、そんなもの。仕事ってそういうものでしょう。これだけの重要な問題で、どんな組織ですか、担当者に連絡したら、上司に一切連絡しない。私は、本当にこれは首をかしげるし、もしかしたら、失礼な話ですけども、やはり上司まで連絡は何らかの形で行っていたんじゃないかとすら疑わざるを得ないですよ。そんな組織聞いたことありませんから、私、世の中で。

もっとやりたいんですが、時間に限りがありまして、それで、もう一つ、あり得ない話で、堀内議員も今までから取り組んでおられましたが、日本年金機構の業務を和歌山、大分、福島でやっている百十人の方々の給料が未払いになっております。配付資料の七ページです。二月分が支払われなかった、そして三月分も払われなかった、百十人分。二月、三月、払われていない。そのことを機構も厚生労働省も三月二十五日には把握しているんですよ。これはもう大問題です。

私、今回、この被害者の従業員の方にもお目にかかりました。そして、これだけ資料もいただきました。入力作業、封入作業、発送作業、本当に現場では、非正規の、それも女性の方々が、安い給料で必死になって、日本の年金を支えるために、遅い日は十時、十一時まで働いて支えてくださっているんですよ。それだけでも私は申しわけないと思いますよ。おまけに給料二カ月分を払わない。払わないだけでも大問題だけれども、そのことを機構と厚労省に三月に言って、今何月ですか。八月。五カ月たっても払われるめどすら立っていない。こんなことがあり得ますか。

機構の言いわけはここに書いてありますよ。受託先企業の問題です、知らないうちに受託先企業が再委託していました、その二人と連絡をとってください、いや、トンズラしています、捕まりません、頑張って捕まえてください。何ですか、それは。やっている仕事は、やっていた仕事は、日本年金機構の仕事ですよ。

だから、私、塩崎大臣に申し上げます。はっきり言って、二カ月分の給料が入ってくるめどがないんですよ。一般企業でも許されませんよ、そんな話は。でも、これは、日本年金機構の仕事をされていて、今もされている方々ですからね。厚生労働省は知らぬ顔できるはずないですよ、こんなもの。日本の恥ですよ。

それで、塩崎大臣、いつ百十人の方々に賃金を払ってくださるんですか。塩崎大臣、お答えください、いつというのを。

○塩崎国務大臣 この件に関しましては、本年三月下旬に、日本年金機構が封入、封緘業務等を委託しておりました会社から、本年四月以降の業務の履行ができないとの申し出があったことによって、本年三月末日で同社と

の契約を解除したということだと理解をしております。

また、機構の方では、同社との委託契約の解除に伴って、これらの封入、封緘業務等に当たっていた従業員の方も三月末で仕事を失うことになったために、引き続き勤務を希望される方について、四月一日以降、直接雇用を機構の方でしたものでございます。

今般、年金業務という公的な大事な業務において二カ月分の賃金の未払いという事態が生じたのは、これは極めて遺憾なことであって、いずれにしても、この賃金不払いという労働基準法違反に対しては厳正に対処するとともに、今後こうしたことが生じないように、委託業者の選定、管理を適切に行っていただくよう機構に対し強く求めていかなければならないというふうに考えております。

○山井委員 全然厳正じゃないじゃないですか。つい最近の話じゃないですよ。三月から給料を払ってもらえないと言って、それは困るに決まっているじゃないですか。二カ月分給料が入らなかつたら、皆さん、生活に困るでしょう。おまけに、やっているのは年金業務ですよ、公的な、国家的事業の。全く厳正じゃないじゃないですか。放置しているんじゃないですか。

塩崎大臣、いつ払うのか。これは、私は、年金の信頼にもかかわるし、日本の厚生労働行政の信用にもかかわると思いますよ。ああ、賃金不払いでいいのか、そういうふうに思われかねませんよ、これは。単なる受託先企業の話にはなりません。禁止されている再委託を見逃していたのは厚生労働省なわけです。

ですから、厳正にとおっしゃるんだったら、改めて教えてください。めどでいいですよ。いつになったら払ってもらえるんですか。こんなことを許されていていいんですか、賃金不払い。今もその方々は年金の仕事をしているんですよ。許されていていいんですか、こんなことが。いつをめどに払われるのか、それぐらい、厚生労働大臣は、もう五カ月もたっているんですから、言う責任があるんじゃないんですか。いかがですか。

○塩崎国務大臣 大変悪質な事案であることは、もう言うまでもないと私も思っています。

ただ、民間の企業の資金繰りや支払いの問題でありますので、いついつまでにということを私どもが申し上げるのはなかなか難しいと思っております。

基本的には、賃金の未払いにつきましては、事業主と労働者の問題であるわけでありまして、労働者保護の観点から、賃金の未払いが生じている事業場で働いている方からの申請に基づいて、未払い賃金立てかえ払い制度というのがございまして、これが適用できるか否かについて厚生労働省としては調査を行っているところでございます。

これは、企業倒産に伴って賃金が支払われないうまに退職を余儀なくされた方に対して、一定の要件を満たした場合に、未払いとなっている賃金の八割を、限度がございまして、基本的には八割を国が事業主に代わり立てかえ払いをすることができるという制度が、今申し上げた未払い賃金立てかえ払い制度というものでございます。

これを、どういうことができるのか、適用できるのかできないのか、こういったことについての調査は当然行っているわけでありまして、先ほど申し上げたように、あくまでも民間のことであり、また、今申し上げたのは企業倒産になった場合の制度でございまして、今まだそのような事態には至っていないというふうに理解をしておりますので、これはやはり、払える限りは払ってもらおうということ、労働基準法にのっとって厳正に対処していくというのが、厚生労働省としての当然とらなざるべき立場でございまして。

○山井委員 仕事は、日本年金機構の年金の仕事をやらせているんですよ。全く関係ない話じゃないんですよ。監督責任というものをどう考えているんですか。そういう悪質なひどい会社を選んだのは、機構であり厚生労働省なんですよ。おまけに、禁止されている再委託を放置していたのも厚生労働省と機構じゃないですか。その監督責任をどう考えているんですか。一般的な話じゃないんですよ。

これは、申し上げますが、昨年十一月に、余りにも残業が多過ぎる、もう仕事をやっていられないということで問題になりまして、それで会議が開かれました。その場所に、この共栄データセンター、そしてKDCキャリアコンサルティング、こういう会社の関係者等々も来て議論をしたときに、和歌山の年金事務センターの機構の担当者も来た。その中で、再委託されていることは去年十一月には知っていたはずじゃないですか。その時点で禁止されている再委託がされているのはおかしいと手を打てば、未払い、二月、三月は起こらなかつたはずでし

よう。

これは機構でも厚生労働省でもいいですが、昨年十一月の時点で再委託されていることを御存じだったんじゃないですか。

○水島参考人 御指摘の点について、私どもといたしましても調査をいたしました。

その結果でございますが、確かに十一月の時点で共栄データセンターの事業主が事務センターに来訪したということは事実だということでございますが、その際、御指摘のような点について会話が行われたということについては、ないということでございます。

○山井委員 私は、元従業員の方々からは、その再委託の話を年金事務センターの和歌山の機構の方にはされたという話をお聞きしております。

きょう配付することはできなかったんですが、私の手元に、KDCキャリアコンサルティングの社員なのに、実際、その機構の現場では共栄データセンターという名札で仕事をしているということや、さらに、誓約書ですね、KDCキャリアコンサルティングに雇われるけれども、共栄データの指示のもと働いてください。つまり、これは偽装請負だということなんですよね。

これは偽装請負じゃないか、違法派遣じゃないかと思いますが、このことは四月に厚生労働省も把握しているということですが、偽装請負ですか、違法派遣ですか、結論は出たんですか、いつ出るんですか。

○塩崎国務大臣 日本年金機構におきまして、共栄データセンターとの連絡を試みておるわけでありましてけれども、連絡がとれておらない、そして、同センターとKDCキャリアコンサルティングとの関係について直接確認はとれていないというふうに理解しております。

しかしながら、労働者や現場の監督責任者からは、KDCコンサルティングの社員である旨を聴取していたことを確認はできました。

本事案についての都道府県労働局の対応については、現在、事実関係を調査中でございますが、詳細は差し控えさせていただくわけでございますけれども、仮に偽装請負や違法派遣の事実が判明した場合には、当然のことながら、これは都道府県労働局において厳正に対処することといたすことになるわけでございます。

○山井委員 本当にゆるゆるですね。

三月二十五日にこれは発覚しているんですよ。五カ月たっているんですよ。十一月にも問題が起こっている。未払い賃金は払われるめども立っていない。偽装請負かの調査もまだ終わっていない。その理由が、会社と連絡がとれない。ここにホームページもありますよ、会社はやっていますよ。何が連絡がとれないですか、五カ月間も。行ったらいいじゃないですか。何をやっているんですか。

私は、本当に恥を知れと言いたいですよ。こんなことをやっているから日本の年金の信頼が落ちていくんじゃないんですか。年金の仕事をしている人が賃金を払ってもらえない。それを厚生労働省に言っても、五カ月たってもらちが明かない。こんな無責任な話がありますか。

もう時間がないので、これはまた来週水曜日にやりますから、そのときまでに、どうやって未払い賃金を払うのか、ちゃんと回答を聞かせてください。当たり前でしょう、そんなものは。

それで、議論がかわります。

確定拠出年金に入りますが、ガバナンス改革の法案、もう時間がないので言いますが、GPIFの株式運用比率一二%を二五%に上げるときに、塩崎大臣は、ガバナンス改革も一体にしないとだめだと言って、法案も出すと言ったけれども、厚労省の年金局の反対に遭って頓挫している。もう、国会は九月二十七日ですよ。年金部会を開いて検討すると言うけれども、年金部会なんか開かれるめどはないじゃないですか。ガバナンス改革の法案を今国会で出すんですか、出さないんですか。そのことを、この確定拠出年金の法案の審議の最中には明言してください。それぐらい言ってください。賛否に影響します。

それと、GPIFがどんどん、八兆円、四%ぐらい、この間、国内株式を買いましたが、三月末で二二%買いました。六月末で二三、四%にいつているんじゃないかと推定されていますが、六月末でのパーセンテージは八月末に発表されます。去年は八月二十九日。

これがもし二三、四、五にいついたら何が問題かということ、ベンチマーク、中心値は二五%ですから、そこま

でGPIFが国内株を買ったら、今度は売りに出ないとだめかもしれないんです。そうしたら株が落ちてしまうかもしれないんです。これは非常にセンシティブな問題です。

つまり、何が言いたいかというと、確定拠出で、確定給付じゃないですよ、確定拠出で、株買え、株買えと言っている割には、今、GPIFで国内株式の運用比率を上げて、官製相場で株価を押し上げているんですよ。企業実態以上に株が上がっているおそれがある。そういう意味では、六月末で何%まで国内株式がいついたかというのは非常に重要な情報ですので、これも審議が終わるまでにぜひ出していただきたい。できれば来週水か木に出していただきたいと思うんです。

ガバナンス改革はどうするのか、そして、法案を出すのか出さないのか、もうそろそろ言ってください。それと、この六月末のGPIFの国内株式の割合はいつ発表するのか。塩崎大臣、お答えください。

○塩崎国務大臣 このガバナンス改革でございますけれども、法人形態の変更も含めたGPIFのガバナンス体制強化については、昨年の「日本再興戦略」改訂二〇一四を踏まえて、社会保障審議会年金部会において法改正の必要性も含めて御議論をいただいております、そこでの議論の内容を踏まえて検討することとしております。

年金部会におきましては、昨年秋から検討作業班を設けて検討が進められ、その議論の要約が年金部会に報告をされたことと承知をしております。検討作業班及び年金部会では、さらに御議論を深めていただく必要があると私は思っております。

今国会での対応につきましては、まだ御審議をお願いしている法案が幾つか控えておまして、また、年金部会においても今後十分な議論を重ねて取りまとめていただく必要があることを踏まえて、適切に判断をしていくというふうになっていくと思います。

それから、GPIFの第一・四半期、四―六の運用状況の公表につきましては、八月末をめどとされておまして、具体的な公表日時についてはGPIFに委ねられているものと承知をしているところでございます。

○山井委員 時間が来ましたのでまとめに入りますが、私は今質問したことというのは全部関連していると思うんですね。要は、係長が上司に上げなかったんじゃないか、漏れた年金情報で。もちろん、大臣にも上がらない。年金局と塩崎大臣、うまくいっていないんじゃないんですか。

結局、株式運用比率を上げるということは、今までは本当は反則わざみみたいな話だったんですよ。それは株価は上がるに決まっていますよ。でも、国民の年金、虎の子であるものを株にどんどん上げていくというのは、年金局は基本的には非常に慎重なんです。おまけに、GPIFを合議制にして、その権限を奪う。それは、年金局と塩崎大臣、けんかになりますよ。その結果、ガバナンス改革の法案の行方は見えない。塩崎大臣がガバナンス改革せずに株式比率だけ上げるのはリスクがあると言っていた、リスクのある状態になっている。

そういうことがあるから、機構と係長の連絡もうまくいかず、係長も上に上げず、局長や課長からも塩崎大臣に情報も上がらない、さらに、百十人未払い賃金があっても、五カ月たっても厚生労働省も全く動いていない。

○渡辺委員長 山井君に申し上げます。

既に持ち時間を終了しておりますので、質疑を終了してください。

○山井委員 こういうことだから、年金の信頼が失われるんです。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。